

会議の名称 第5回隠岐の島町空家等対策協議会

開催日時 平成30年4月13日（金）午前8時半～10時

開催場所 隠岐の島町ふれあいセンター2階 第3会議室

議題等 (1) 委員の変更について
(2) 隠岐の島町空家等対策計画の承認について
(3) 今後の協議会のスケジュールについて
(4) その他

出席者 (町長) 池田（高）
(委員) 佐々木（久）委員、濱中委員、池田（さ）委員、
渡辺委員、潰田委員、佐々木（千）委員、中林委員
(事務局) 田中建設課長、石田同課課長補佐、齋藤同課企画幹、
八幡地域振興課企画幹

結果 隠岐の島町空家等対策計画が承認された

第5回 隠岐の島町空き家等対策協議会 議事録要旨

午前8時半～10時

<事務局>

- ・定刻となったため開会を告げる。

<会長>

- ・開会の挨拶をした。

<会長>

・これまで皆様で話し合っって作成した案にパブリックコメントを頂いた。それを受けて、皆様で協議を行い空き家等対策計画を決定していきたいので、よろしく願いいたします。

<事務局>

・出席者の紹介を行った。町の組織改編により地域振興課が出来たため、今回から地域振興課長が委員となった。また、人事異動により、警察、福祉課の委員に変更がある。

<会長>

・それでは、パブリックコメントに対する意見とそれに対する考え方、変更箇所について説明していきます。事務局、お願いします。

<事務局>

・配布した資料の確認後、資料によってパブリックコメントに対する意見、それに対する対応を説明。

・変更箇所として、当町の空き家計画における空き家の定義を、一時帰宅の空き家も含めるものに変更することを説明。

<会長>

- ・一時帰宅を空き家に含める以外に、説明する重要な点はありますか。

<事務局>

- ・空き家の定義変更が一番大きな変更点であり、あとは表現の変更である。

<会長>

- ・何か質問はありますか。

<委員>

・国、県が含めてないのに、隠岐の島町独自で一時的帰宅を空き家に含めるのは大丈夫か。国の助成金・補助金は使えるのか。

<会長>

・一時帰宅の空き家を計画に含めることは問題ないが、国県の補助事業としては対象にならないものもあるということです。

<委員>

・一時帰宅の空き家が多いのは当町の特色でもあるが、補助事業等が使えないなら、町独自の施策・対応をしないとイケないのではないかな。

<事務局>

・国の補助対象に全てがならないというわけではないが、対象とならない部分があってもこの計画は町の施策として進めていく。

<委員>

・国の補助としてどういうものがあるのか。

<事務局>

・現在、危険空き家の除却助成と空き家の改修への補助を行っているが、そちらが対象となっている。町の計画において行うということが決まって入ればいいとの回答を得ている。

<会長>

・意見がなければ、計画の承認をお願いいたします。

・ありがとうございます。これにて計画は承認されました。今後、議会にも報告を行います。

<会長>

・今後のスケジュールについて、事務局説明してください。

<事務局>

・今後、4月議会にて議会報告を行う。今後はいよいよ実際の計画実行となるが、まず、特定空家等の協議となると思う。6月から7月に第6回の協議会を行う。

<会長>

・いよいよ具体的な活動となっていきます。

<委員>

・パブリックコメントの周知はどうやって行ったか。

<事務局>

・役場本庁、各支所、図書館で閲覧を行った。そのことの周知はお知らせ便で行った。町のホームページでも閲覧を行っていた。

<委員>

- ・インターネットを見れる人ばかりではない。放送や紙での周知は今後も行ってほしい。

<会長>

- ・紙での周知のほうが内容はかえって多い。今後も紙での周知は行っていく。

<委員>

- ・会議の開始時間が早いため、今後は検討してほしい。

<会長>

- ・こちらの日程上このような時間になり、申し訳ない。今後は検討します。
- ・事務連絡を行います。

<事務局>

- ・委員報酬の入金関係を説明。

<会長>

- ・なにかありますでしょうか。なければ、先ほどの計画をもって議会説明します。いよいよ実際に特定空き家等の問題にかかることになるのでよろしく願いします。それではこれで本日の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。